

富山県警察職員の名札の着用について（例規通達）

職務執行における責任の明確化と市民応接の向上を図るため、窓口業務等に従事する職員を対象に、平成13年6月1日から名札を着用することとしたので、その適正な運用に努められたい。

記

1 名札の着用者

警察本部内又は警察署内において、別表1「名札着用対象業務一覧」に定める業務に従事する職員及び警部・同相当職以上の職にある職員は、名札を着用するものとする。ただし、宿直及び日直勤務に従事する場合並びに交番、駐在所、警備派出所及び検問所において勤務する場合は除くものとする。

2 名札の使用方法、制式

- (1) 名札は、ケースに収納して使用すること。
- (2) 名札の制式等については、別表2のとおりとする。

3 名札の着用方法

名札は、対応する相手に見えやすい様にひもにより首から吊り下げるか、直接、左胸部の適宜の場所に着用するものとし、制服を着用している場合は、左胸部に着用すること。ただし、左胸部に着用する場合であっても、紛失防止のため、ひもを装着してよいものとする。

4 名札の貸与及び取扱い

- (1) 名札は、全職員に貸与し、職員の個人管理とする。
- (2) 名札の取扱いについては、次のとおりとする。
 - ア 職員は、名札の保管管理を徹底し、亡失、破損及び汚損防止に努めること。
 - イ 職員は、名札を他人に貸与し、又は譲与してはならない。
 - ウ 所属長は、名札の着用と保管管理について、所属職員を指導すること。
 - エ 所属長は、所属職員が名札を亡失、毀損等した場合は、別記様式「名札の変更・亡失・毀損届出書」により警務部警務課長に報告すること。

5 名札着用の免除

所属長は、名札の着用者のうち名札の着用が業務遂行に支障を及ぼすなど特別な事情があると認める場合は、該当職員の名札の着用を免除することができるものとする。

6 名札の返納

職員は、次に掲げる場合は、当該名札を返納すること。

- (1) 職員としての身分を失ったとき（警察庁等へ出向する場合は除く。）。
- (2) 交換に係る古い名札
- (3) 再交付を受けた後に回復した、紛失又は盗難に係る名札

7 その他

(1) 会議等における着用

警察署協議会をはじめとする部外の意見を聞く会議、あるいは各種出張相談等においては、積極的に名札の着用を図ること。

(2) 担当者名告知等による責任の明確化

名札を着用すべき業務に従事する場合のほか、警察本部内又は警察署内において、直接市民と応接するとき、又は電話で応対するときは、氏名を告知するなど担当者の明確化を図ること。

(3) 中部管区警察局職員の着用

警察本部庁舎内に勤務する中部管区警察局職員については、名札を着用できるものとし、着用に当たっては、本規定を準用するものとする。

別表 1

名札着用対象業務一覧

- 1 広報に関する業務
- 2 庁舎の受付業務（庁舎警戒を除く。）
- 3 情報公開に関する事務
- 4 遺失・拾得物の受理及びその還付
- 5 留置施設受付における接見申出受理及び差入等物品の授受
- 6 少年相談、警察相談、ストーカー被害の相談
- 7 サイバー犯罪等に関する相談
- 8 生活安全対策に関する事務
- 9 警備業、風俗営業、古物営業及び質屋営業の許可、届出、申請等に関する事務
- 10 危険物の運搬の届出に関する事務
- 11 銃砲又は刀剣類所持の許可、火薬類の運搬の届出並びに猟銃用火薬類等の譲渡、譲り受け、輸入及び消費の許可に関する事務
- 12 暴力団関係相談
- 13 告訴・告発の受理及び相談
- 14 海外渡航者等からの申請に基づく証明書発給に係る事務
- 15 道路交通法に規定する通告に関する事務
- 16 交通事故相談
- 17 交通規制の対象から除く車両の標章の交付に関する事務
- 18 通行許可、設備外積載の許可及び道路使用許可に関する事務
- 19 駐車許可及び自動車保管場所証明に関する事務
- 20 運転免許証又は免許情報記録の発給、更新、再交付及び記載事項変更に関する事務（運転免許に関する相談を含む。）

※ 別表2省略、別記様式省略